

令和 8 年 6 月 1 6 日
地域振興部 青少年課

江東区青少年交流プラザの指定管理者の選定手続きについて

江東区青少年交流プラザについて、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例」及び各施設設置条例に基づき、平成 2 9 年度から指定管理
者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 8 年度末をもって現在
の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・所在地

江東区青少年交流プラザ（江東区亀戸七丁目 4 1 番 1 6 号）

2 現在の指定管理者・指定期間

現在の指定管理者	現在の指定期間
特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 選定方法

公募による選定

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和 8 年 8 月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者 （候補者）の決定
令和 8 年 1 0 月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和 9 年 3 月	協定書の締結
令和 9 年 4 月	指定管理者による運営開始